

■ もっと知ろう！「人にやさしいまちづくり」④

今回は、「物理的障壁^{しょうへき}」について紹介します。

(ここで言う「障壁^{しょうへき}」とは、「人にやさしいまちの実現を妨げるもの」を指します)

■ 「物理的障壁」とは？

○ 移動や利用がしにくい施設や設備

階段や、歩道・出入口の段差や通路幅の狭さなどは、障害のある人や高齢者などにとって、移動・利用する際の妨げとなることがあります。

【身近にある物理的障壁】

- ・ 通路に物が置いてあり、狭くてベビーカーが通れない。
- ・ 建物の入口に階段しかなく、車いすで入ることができない。
- ・ トイレが狭くて利用しづらい。
- ・ 自動販売機のボタンの位置が高くて届かない。
- ・ 床が滑りやすくて歩きにくい。



■ 「物理的障壁」は、どうしたら取り除ける？

施設や設備では、さまざまな状況の人が使うことを想定して、「ユニバーサルデザインの考え方」(*)を取り入れた整備や改修が求められます。それができない場合でも、少しの工夫や配慮で改善できることがあります。

- ・ 段差があるところでは、簡易スロープを設置するなどの工夫をしましょう。
- ・ 通路は物を置かず、また、点字ブロックの上で立ち止まって会話をしたり、自転車等を置いたりしないようにしましょう。
- ・ 階段の前で困っている人がいたら「何かお手伝いすることはありますか」などと、声をかけてみましょう。

※障害の有無や性別、年齢、国籍などの違いにかかわらず、誰もが使いやすいよう建物や物などをデザイン(計画)しようという考え方



■ 身近にあるユニバーサルデザインの例

● 段差のない入口と自動ドア



市役所木田庁舎正面玄関

建物の入口に高い段差がなく、自動ドアで誰もが使いやすくなっています。

● 多目的トイレ



上越妙高駅自由通路の多目的トイレ

十分な広さがあり、手すりやおむつ交換台などが完備され、車いすの人や小さい子ども連れの人々が安心して使えます。

(次回は「心のユニバーサルデザイン」について紹介します)

問合せ…共生まちづくり課(☎025-526-5111、内線1396)